

(設置)

第1条 静岡市は、産業の高度化、創業者の育成、新たな事業分野の開拓等を通じて産業の振興を図るとともに、情報通信網を活用して市民生活の利便の向上を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市清水産業・情報プラザ	静岡市清水区相生町6番17号

(平16条例86・一部改正)

(事業)

第2条 静岡市清水産業・情報プラザ(以下「プラザ」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 創業者の育成のための場の提供及び運営に関すること。
- (2) 創業に関する相談、創業者間の交流の推進その他創業者に対する支援に関すること。
- (3) 企業と大学等との交流及び連携の推進に関すること。
- (4) 経営に関する各種研修、講座及び講演会の開催に関すること。
- (5) 経営に関する相談等総合的な経営支援に関すること。
- (6) 中小企業及び市民生活の情報化支援に関すること。
- (7) 産業及び市民生活における情報化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (8) 情報通信網に係る体験端末の提供に関すること。
- (9) 講義、演習、会議等のための施設の提供に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(平17条例89・全改)

(開館時間)

第3条 プラザの開館時間は、午前9時から午後9時(日曜日及び土曜日にあっては、午後5時)までとする。ただし、第14条第1項の規定による指定を受けてプラザの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(平17条例89・追加、平29条例57・一部改正)

(休館日)

第4条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平17条例89・追加)

(創業者育成室の利用時間及び利用日)

第5条 前2条の規定にかかわらず、プラザの施設のうち創業者育成室については、第7条第1項の規定による許可の期間(同条第2項の規定により更新された期間を含む。)は、いつでも利用することができる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てその利用時間又は利用日を制限することができる。

(平17条例89・追加、平29条例57・一部改正)

(利用の許可)

第6条 別表第1及び別表第2に掲げる施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例89・追加、平29条例57・一部改正)

(利用の許可の期間)

第7条 プラザの施設のうち創業者育成室の利用の許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の期間は、利用しようとする者の申請に基づき、当該創業者育成室の利用を開始した日から起算して3年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、3年を超えて更新することができる。

(平17条例89・旧第3条繰下)

(利用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) プラザの管理上支障があると認めるとき。
- (3) その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

(平17条例89・旧第4条繰下・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第6条の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(平17条例89・旧第5条繰下・一部改正)

(利用の目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例89・追加)

(利用料金)

第11条 第6条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けた者は、第14条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

(平29条例57・全改)

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザへの入館を拒否し、又はプラザからの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) プラザの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

(平17条例89・追加、平29条例57・旧第14条繰上)

(損害賠償の義務)

第13条 プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例89・旧第10条繰下、平29条例57・旧第15条繰上)

(指定管理者による管理)

第14条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平17条例89・追加、平29条例57・旧第16条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(平17条例89・追加、平29条例57・旧第17条繰上)

(指定管理者の指定の基準)

第16条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画がプラザの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。

(2) 事業計画がプラザの効果的な管理を実現するものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。

(4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(平17条例89・追加、平29条例57・旧第18条繰上)

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(平17条例89・追加、平29条例57・旧第19条繰上)

(指定管理者の業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 施設等の利用の許可に関すること。

(3) プラザの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののはか、市長が必要があると認める業務
(平17条例89・追加、平29条例57・旧第20条繰上・一部改正)

(指定管理者の原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例89・追加、平29条例57・旧第21条繰上)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例89・旧第12条繰下、平29条例57・旧第22条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の清水市産業・情報プラザ条例(平成13年清水市条例第35号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第89号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条を第22条とし、同条の前に6条を加える改正規定(第16条及び第21条に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第61号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市清水産業・情報プラザ条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日前にした納入の通知により同日以後の期間の使用料を納付した者に係る当該納付済みの期間の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月16日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市産業・情報プラザ条例(以下「新条例」という。)第11条及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした納入の通知により別表第2に掲げる施設の施行日以後の利用に係る使用料を納付する者の当該利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第14条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

附 則(平成31年3月20日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市清水産業・情報プラザ条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 新条例別表第2の規定は、利用期間が施行日以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 新条例別表第2及び前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き利用する場合の施行日以後の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

5 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水産業・情報プラザの施設及び設備の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表第1(第6条、第14条関係)

(平26条例61・全改、平29条例57・平31条例55・一部改正)

1 施設の利用料金の限度額

区分	金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
情報機器室(1区画につき)	940円	1,250円	940円	2,190円	2,190円	3,130円
研修室1	4,710円	6,280円	4,710円	10,990円	10,990円	15,700円
研修室2	3,140円	4,180円	3,140円	7,320円	7,320円	10,460円
会議室1	3,140円	4,180円	3,140円	7,320円	7,320円	10,460円
会議室2	620円	830円	620円	1,450円	1,450円	2,070円

2 設備(特殊機器)の利用料金の限度額

区分	数量単位	金額(1時間につき)
パソコン	1台	100円
ビデオプロジェクター(大)	一式	1,040円
ビデオプロジェクター(小)	一式	520円

備考 設備(特殊機器)の利用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして算定する。

別表第2(第6条、第14条関係)

(平17条例89・平26条例61・平29条例57・平31条例55・一部改正)

区分	利用料金の限度額	
創業者育成室	1平方メートル1月につき 1,570円	
指定駐車場	屋根つき	1区画1月につき 9,420円
	屋根なし	1区画1月につき 8,380円

備考

- 1 指定駐車場とは、創業者育成室の利用者が指定管理者の承認を受けて利用する駐車場をいう。
- 2 創業者育成室の1月の利用料金の限度額は、この表の金額に各部屋の面積を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途中で利用を終了する場合の当該月の利用料金の限度額は、創業者育成室にあってはこの表の金額に各部屋の面積を乗じて得た額を30で除して得た額に、指定駐車場にあってはこの表の金額を30で除して得た額に、それぞれ当該月における利用日数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。